

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 **株式会社 ニツキ**
代表者名 取締役社長 和田 孝
(コード番号 6042 東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長 田中 宣夫
(TEL. 046 - 285 - 0228)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 118 期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものです。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

その他、上記の変更に伴い、無効もしくは不要となった規定を削除するとともに、削除により必要となる条数の繰り上げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主等の届出及び在外株主等の仮住所又は代理人)</p> <p>第13条 <u>当社の株主及び質権者又はその法定代理人は、当社所定の書式によりその氏名、住所及び印鑑を株主名簿管理人に届出るものとする。これを変更したときも同様である。</u>株主及び質権者又はその法定代理人で日本国内に住所又は居所を有しない者は、国内に仮住所又は代理人を定めて、これを株主名簿管理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p> <p>第14条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(在外株主等の仮住所又は代理人)</p> <p>第12条 当社の株主及び質権者又はその法定代理人で日本国内に住所又は居所を有しない者は、国内に仮住所又は代理人を定めて、これを株主名簿管理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p> <p>第13条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

以上